

掛川市条例第37号

掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例

(掛川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の分限に関する条例(平成17年掛川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(降給の種類)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員が<u>降任された</u>場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において、必要があると認めるときは</u>、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。) <u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか</u>、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当し、必要があると認める場合は</u>、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則</p>

<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）。</u>以下「給与条例」という。）<u>附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第3条及び第4条の規定の適用については、当分の間、第3条中「とする」とあるのは「並びに掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）附則第16項の規定（以下「60歳に達した職員に対する規定」という。）による降給とする」とする。</u></p> <p>5 <u>第4条の規定は、給与条例附則第16項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>
----------------	---

（掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 掛川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年掛川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間につき、給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては、別に定めるところにより算出した報酬の額）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては、別に定めるところにより算出した報酬の額）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。</u><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

(掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年掛川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日</p>

間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時

間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任

<p>間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

(掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項に規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) <u>掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例等</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第3号を除く各号に掲げる職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例等の</p>

の特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第4条第2項及び第4項	(略)	(略)
第7条第1項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
第23条第1項	(略)	(略)
第23条第4項	第2項	掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号。以下「 <u>育児休業条例</u> 」という。）第17条
(略)		

2 育児短時間勤務職員についての掛川市職員の特種勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号。以下「特種勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特種勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占</u>	(略)
------	--	-----

特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第4条第2項及び第4項	(略)	(略)
第18条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第23条第1項	(略)	(略)
(略)		

2 育児短時間勤務職員についての掛川市職員の特種勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号。以下「特種勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特種勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>	(略)
------	--	-----

	めるもの	
--	------	--

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第18条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		
第30条第2項	再任用職員	(略)
第39条	再任用短時間勤務職員	(略)

2 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	(略)
------	--	-----

附 則

1～4 (略)

--	--	--

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第18条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
(略)		
第30条第2項	定年前再任用短時間勤務職	(略)
第39条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)

2 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員	(略)
------	---	-----

附 則

1～4 (略)

(給与条例附則第16項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第16項の規定の適用については、これらの規

定中「とする」とあるのは、「に、勤務時間
 条例第3条第2項の規定により定められた当
 該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤
 務時間で除して得た数を乗じて得た額とす
 る」とする。

(掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年掛川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号）第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

(掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第6条 掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年掛川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(<u>再任用短時間勤務職員への支給額の特例</u>) 第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものに支給される特殊勤務手当(その額が月額をもって定められているものに限る。)</u> の額は、前条及び別表の規定にかかわらず、同条及び同表の規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。	(<u>定年前再任用短時間勤務職員への支給額の特例</u>) 第13条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に支給される特殊勤務手当(その額が月額をもって定められているものに限る。)</u> の額は、前条及び別表の規定にかかわらず、同条及び同表の規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年掛川市条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項</u>若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

(掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年掛川市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に</p>

係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) (略)

係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) (略)

(掛川市定年退職者等の再任用に関する条例の廃止)

第9条 掛川市定年退職者等の再任用に関する条例（平成17年掛川市条例第19号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員の取扱い)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「新地方公務員法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。第6項において同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、第5条の規定による改正後の掛川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、第6条の規定による改正後の掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例第13条の規定を適用する。

6 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び第23条第1項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「もの及び」とあるのは「もの並びに」と、「占めるもの」とあるのは「占めるもの及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員であるもの」と、第23条第1項中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は第22条

の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務職員に対する第8条の規定による改正後の掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「占める職員及び」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員並びに」とする。